

保護者各位

保育料の無償化を行います

令和元年10月1日から、国制度による幼児教育・保育の無償化が始まり、満3歳の翌年度から小学校入学までの保育料が無償化となりました。また、大鰐町では令和7年度から副食費の助成を開始し、保育施設の利用に係る保護者負担の軽減に努めてまいりました。

令和8年度から大鰐町では無償化の対象外となっていた0歳児から2歳児の保育料の無償化を実施します。

対象児童は、大鰐町内に住所を有する0歳児から2歳児で、保育園や認定こども園に在園しているお子さんです。

保育料の無償化を受ける場合は申請が必要です。審査後、認定された方は保育料が無償となります。申請書類の提出先は下記をご覧ください。

【申請書配布方法】

町内施設：利用施設を経由して配布

町外施設：郵送で配布

【申請書回収方法】

町内施設：利用施設に提出

町外施設：役場7番窓口（保育所・児童手当）に提出

問い合わせ先

大鰐町保健福祉課 福祉係

電話：0172-55-6568